

店頭表示に関するチェック・アドバイス活動 実施の目的とポイント

会員販売店における規約普及、適正表示の促進を図るため、準規約指導員による店頭表示に関するチェック・アドバイス活動の実施をお願いしております。

つきましては、下記内容に沿って、店頭表示のチェック及び販売店へのアドバイスを行っていただきますようお願いいたします。

1. 活動の目的

1. 店頭展示車のプライスカードや表示物の表示状況を確認し、表示のルール（規約）に沿った内容になっているかの実態把握（チェック）の実施
2. 表示もれ等があった場合には、その場で正しい表示方法について販売店にアドバイスをして改善して頂くことによる表示のルール（規約）の定着化の促進

2. 活動のポイント

なぜ表示のルール（規約）や品質評価が必要なのか、表示をすることのメリットについてお伝え下さい

下記①～③の実施により、お客様の信頼を得て「公取協会員販売店なら安心」と思って頂くことが何よりも大切であり、そのことが会員販売店のメリットになります。

《規約遵守》

①バイク選びの際に必要な情報を適正に表示すること

メリット

お客様の信頼を得ることにつながります。

《品質評価》

②品質評価書により中古バイクの品質を明確に表示すること

メリット

中古バイクに対するお客様の不安感を払拭
↓
お店の信頼を高めることができます。

③品質評価を実施すること

メリット

不具合等の発見
↓
お客様との無用なトラブルを未然に防止することができます。

3. 販売店へのチェック結果の報告とフォロー

1. 販売店にチェック結果を報告する際は、チェックシートとともに別紙『チェック・アドバイス結果のご報告』を用いて説明して下さい。
2. 『チェック・アドバイス結果のご報告』には、該当する項目には全てチェックをするとともに、チェックをした項目について説明して下さい。
3. 「前回と同じ項目に表示もれがあります」や「過去3回に渡るチェックで同じ項目に表示もれがあります」の項目にチェックをした販売店に対しては、**早急に対応する必要があることをアドバイスして下さい**。また、後者については「**後日、公取協より文書による改善要請の案内がある**」旨を併せて伝えて下さい。



4. その他、販売店にお伝え頂くこと

※『二輪品質評価者講習会のご案内』チラシで説明して下さい。



(1) 品質評価者講習会の受講について

規約においては

- イ. 品質評価・品質査定の実施が義務づけられております
- ロ. 品質評価・品質査定は本講習会を受講した「品質評価者」でなければ実施することができません

今年度の講習会を必ず受講しなければならない方

イ. 販売店（店舗毎）に品質評価者がいない場合（品質評価者未在籍店）

⇒ 店頭表示チェックシートの品質評価者一覧が「空白」の販売店

ロ. 「品質評価者」資格の更新対象の方（更新対象者）

⇒ 店頭表示チェックシートの品質評価者一覧の「講習」欄にマークが入っている方

⇒ 今年度の講習会を受講しない場合には資格を喪失します

「品質評価者未在籍店（イ.）」や「品質評価者の更新対象者（ロ.）」には今年度の品質評価者講習会を必ず受講するよう、強くアプローチをかけて下さい。

※品質評価者が在籍している販売店であっても、まだ資格をお持ちでない方がいましたら、是非、受講を勧めて下さい

(2) プライスカード作成システムの活用について

※『プライスカード作成システムのご案内』チラシで説明して下さい。



① プライスカード作成システムを使えば、表示のルール通りのプライスカードが簡単に作成できます。

② ご利用にあたりましては、公取協ホームページの会員専用ページにログイン登録をして頂き、ダウンロードが必要です。

この件に関するお問い合わせは・・・

(社) 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで nirin-info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114